

(様式2)

不利益処分の処分基準

課名等 創業支援・企業誘致推進課

No. 2

不利益処分の内容	相模原市産業集積促進条例第14条等の規定による立地計画の認定の取消しの取扱基準
根拠法令及び条項	1 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(令和7年相模原市条例第25号)による改正後の相模原市産業集積促進条例(平成17年相模原市条例第56号。以下「現条例」という。)第14条 2 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(令和7年相模原市条例第25号)による改正前の相模原市産業集積促進条例(平成17年相模原市条例第56号。以下「第4期条例」という。)第14条 3 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(令和2年相模原市条例第23号)による改正前の相模原市産業集積促進条例(以下「第3期条例②」という。)第14条 4 相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(平成29年相模原市条例第14号)による改正前の相模原市産業集積促進条例(以下「第3期条例①」という。)第13条

法 令 の 定 め	(立地計画の認定の取消し) 第14条 市長は、認定企業等について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、立地計画の認定を取り消すことができる。 (1) 第4条に規定する要件に適合しなくなったとき。 (2) 第5条第3項の規定により市長が付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段又は行為により立地計画の認定を受けたことが明らかになったとき。 (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。 (6) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。 (7) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であるとき。 (8) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
----------------------------------	---

処 分 基 準	市長は、認定企業等について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該立地計画の認定を取り消すことができる。 (1) 現条例第4条等に規定する要件に適合しなくなったとき。 (2) 現条例第5条第3項等の規定により市長が付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段又は行為により立地計画の認定を受けたことが明らかになったとき。 (4) 条例又は条例に基づく規則に違反したとき。 (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。 (6) 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。 (7) 暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であるとき。 (8) 暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 上記（1）（4）（5）に該当する例については次のとおり (1) ア 立地計画に係る投下資本額が1億円を満たすことができない場合 イ 建設した工場内で製造を行わず、倉庫としての活用しかしない場合 等 ※ 基本的には全ての奨励措置を適用することが出来なくなる場合に適用 ※ 現条例第4条等に規定する要件のうちの一部に適合しなくなる場合であつても、同条の別の項に掲げる要件を満たすことにより適用できる奨励措置があれば、予め立地計画認定変更申請書を提出することができる。 (4) 立地計画の提出の日から1年以上土地、家屋、又は償却資産の取得のための契約の締結を行っていない場合（現条例第7条第1項等違反）等 (5) 立地計画の提出の日以後、「会社法」、「労働基準法」、「金融商品取引法」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等の関連法令に従い関係機関の捜査が及び、裁判等を経て罰則の適用等、違法であることの結果（粉飾決算、不法就労、カルテル等）が確定した場合 等			
	設 定 年 月 日	平成27年4月1日	最 終 改 定 年 月 日	令和7年4月1日
	備 考			